

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

企業行動倫理が強く求められるなか、当社は、取締役会と監査等委員会を軸にして、透明性が高く、公正な経営を実現することを最優先に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの充実に関する内外の状況を踏まえつつ、株主総会の充実、取締役会の改革、監査等委員会及び内部監査室の機能強化、情報開示レベルの高度化に取り組むとともに事業競争力の強化、企業価値の向上に取り組んでおります。また、「問題解決型企業として社会の情報化に貢献すること」を目標とする当社にとって、法令に留まらず社会規範に至るすべてのルールを遵守する、よりレベルの高いコンプライアンスを求められているという認識を役職員全員で共有したいと考えます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トランス・コスモス株式会社	1,719,100	60.21
奥田 昌孝	56,000	1.96
応用技術社員持株会	54,200	1.90
KBL EPB S.A. 107704(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	41,400	1.45
大阪中小企業投資育成株式会社	40,000	1.40
浅野 勉	25,000	0.88
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	23,350	0.82
楽天証券株式会社	21,200	0.74
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	20,643	0.72
山下 良久	19,400	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	トランス・コスモス株式会社 (上場:東京) (コード) 9715
--------	----------------------------------

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と親会社等のグループ企業が取引する際の方針は、一般会社との取引と同様、市場原理に基づき経済合理性を基準に公正な取引を行うことを基本方針としております。

また、当社では、親会社等のグループ企業と重要性の高い取引を行う場合には、取引内容及び取引条件の妥当性を一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役も参加する取締役会で審議のうえ決定することとしており、親会社等のグループ企業との取引において、当社の経営の独立性を保つことにより非支配株主の保護を図ります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社はトランス・コスモス株式会社の子会社であり、その企業集団の一員として企業グループ全体として、業務の適正を確保することが重要であるとの基本認識をコンプライアンスの基礎においております。

親会社との連携体制については、親会社の社員等が当社の取締役兼務を通じて、実務的な連携強化を図り、共通認識に基づくコンプライアンス(内部統制を含む)の強化・改善を進めております。

また、「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に加え、親会社において「子会社に対する不当な取引の要求等を防止するための体制」が構築されており、親会社との不当な取引は必然的に排除される仕組みを構築しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
竹中 宣雄	他の会社の出身者													
中尾 敏明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- f 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- g 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- h 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- i 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹中 宣雄				長年企業経営に携わってきたことで経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、当社の経営全般に資するところが大きいと判断しているため。
中尾 敏明				長年生命保険業界に携わってきたことで豊富な経験と幅広い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員3名のうち1名が常勤であり、また、内部監査室は2名が専任者であるため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は設けておりません。
 なお、監査等委員会が補助使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査等委員会と調整のうえ速やかに補助使用人を選任することとなっております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査室は、代表取締役から承認を得た内部監査計画に基づき内部統制の状況を監査します。これらの活動は定期的に監査等委員会及び代表取締役に報告することとされており、必要に応じて監査等委員会より内部統制の改善策の指示、実施の支援・助言が行われます。
 また、内部監査室は会計監査人及び内部統制部門と意見交換及び情報交換を行うことにより、相互連携の強化を図りながら、効率的な監査を実施し、監査の実効性向上に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、その他
--	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役が当社株式を購入するに際してのインサイダー取引の懸念を回避し、当社株式の継続的な取得および保有を通じて、株主の皆様と株主価値をより一層共有し、さらなる企業価値の向上を図ることを目的として役員持株会を設けております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示を義務付けられている対象がないため。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

取締役(監査等委員を除く。)の報酬等は、固定の基本報酬と業績連動報酬である賞与で構成されており、基本報酬と賞与の支給割合は、基本報酬を主とし、賞与は業績目標の達成度合いに応じた額を支給することを基本方針としております。

決定権限者は代表取締役船橋俊郎であり、役員報酬等の支給に関する基本方針の策定並びに各取締役への基本報酬や賞与の個別配分を提案する等の権限及び裁量を有しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、固定の基本報酬のみで構成されております。

役員報酬等の限度額は、2016年3月29日開催の第33期定時株主総会の決議において、監査等委員である取締役以外の取締役分は年額2億円以内、監査等委員である取締役分は年額6千万円以内と定めております。なお、決議時点の監査等委員である取締役以外の取締役は8名、監査等委員である取締役は3名であります。

基本報酬は、各取締役(監査等委員を除く。)の役職ごとに当社の事業規模、職責、同業他社の水準等を勘案し、取締役会の決議により決定いたします。

また、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員会の協議により決定しております。

取締役(監査等委員を除く。)の賞与は、営業利益の絶対額を最大の経営指標としていることから業績目標の指標を営業利益としており、業績目標の達成度合いに応じて支給総額を算出し、個別配分は代表取締役船橋俊郎が各取締役の業績等に基づき個別評価を行い取締役会の決議により決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制は、現在のところ社外取締役を補佐する担当部門等は設置しておりませんが、社外取締役が補助使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は当該社外取締役と調整のうえ速やかに補助使用人を選任します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

a. 取締役・取締役会

当社の取締役会は、議長を代表取締役社長である船橋俊郎が務め、小谷勝彦、小西貴裕の常勤の業務執行取締役3名、門松美枝、廣野琢馬、諏訪原敦彦、平田庫嗣の非常勤取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名、及び上原俊彦、竹中宣雄(社外取締役)、中尾敏明(社外取締役)の監査等委員である取締役3名の合計10名で構成されております。

取締役会は、原則として月1回開催し、会社の運営方針、経営戦略、重要事案等の事項について審議及び意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する機関として位置付けております。

b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、委員長を常勤監査等委員である上原俊彦が務め、竹中宣雄(社外取締役)、中尾敏明(社外取締役)の計3名で構成されております。

監査等委員は、取締役会には全員が出席し、監査等委員である取締役以外の取締役の業務執行を監視する役割を担い、公正性、透明性を確保しております。また、いずれの社外取締役も当社と特段の人的関係・経済的関係がなく、その全員を独立役員に指定しております。

c. 執行会議

当社の執行会議は、議長を代表取締役社長である船橋俊郎が務め、小谷勝彦、小西貴裕の常勤の業務執行取締役3名、諏訪原敦彦の非常勤取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名、上原俊彦の常勤監査等委員である取締役1名、及び岩越弘行、浅野伸浩、小原敏弥、高木英一、山崎徹の執行役員5名の合計10名で構成されております。

当社の執行会議は、取締役会で決定された方針に基づいて、日常業務の重要事案について、その執行方針等を協議する機関としており、常勤の取締役全員が参加し、意思決定の迅速化を図っております。

d. 執行役員

執行役員は、取締役会の決議をもって任命され、代表取締役の指示のもと、法令、定款、社内規定、取締役会決議等に従い、取締役会及び業務執行取締役から授けられた範囲の業務執行機能を担い業務を遂行しております。

なお、当社は、取締役が職務を遂行するにあたり期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。

また、当社は、経営の意思決定の迅速化及び業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は12月であり、株主総会開催集中日は回避されているものと考えております。
その他	株主総会の開催は、交通の便の良い会場を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに設けているIRサイトにおいてIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「コンプライアンス行動指針」を制定しており、全ての役員及び従業員は法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重し良識ある企業活動を心がけております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	インターンシップの受入れを実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、財務情報、事業活動状況等の経営情報を関連法令や東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則を遵守し、適時開示に努めております。 また、適時開示等に係る規則に該当しない情報につきましても、全てのステークホルダーが迅速かつ平等に情報を入手できるよう開示する方針です。
その他	企業価値向上と社会貢献のため中期経営計画を策定し、当社ホームページに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

a. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) コンプライアンス行動憲章及びコンプライアンス行動指針を定め、役員及び従業員の行動や判断、評価についての基準となるべき原則を示し、全役員及び全従業員に周知徹底しています。
- (ロ) コンプライアンス規程に基づき、管理部がコンプライアンスに関する事項を一元管理し、コンプライアンス体制の構築と推進及び管理を実践しています。
- (ハ) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報窓口」を設置し、未然防止に努めています。また、情報提供者に対しては「内部通報制度規程」に基づき不利益な扱いを行わない等の保護をしています。
- (ニ) 監査等委員会と内部監査室が連携し、コンプライアンスの遵守状況を含めた内部監査を年間計画に基づいて計画的に実施しています。
- (ホ) 会社の重要な業務執行に関する事項は、月1回の定例取締役会及び臨時取締役会で決定しています。また、取締役会は、取締役の業務執行状況を監督しています。
- (ヘ) 監査等委員は、取締役会で必要に応じ意見を述べ、また、監査等委員である取締役以外の取締役の職務執行状況に対し必要に応じて改善を助言しています。
- (ト) 反社会勢力とは一切の関係をもたず、介入等に対しては組織全体として断固とした姿勢で対応していきます。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者に担当取締役を任命しています。
- (ロ) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程により文書又は電磁的媒体に記録し保存・管理しています。
- (ハ) 取締役は、常時、これらの文書等を閲覧することができます。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

想定されるリスク(多額の損失、不正や誤謬の発生)を未然に防止、若しくは最小限にとどめることを念頭においたリスクマネジメントの観点から、取締役会規程、稟議規程、職務権限規程、業務管理規程等を制定しております。

また、コンプライアンス推進会議を原則として年4回開催し、法令等の遵守状況について確認した上で、潜在的なリスクの洗い出し等を行っております。

なお、取締役が善管注意義務を果たしていることを客観的に証明するために、取締役及び従業員の職務執行の効率性確保を阻害することなく、リスク管理の各プロセスにおける業務の文書化等の整備を進めてまいります。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役が効率的に職務を執行するために、職務分掌及び職務権限に関する規程に基づき職務権限と担当業務を明確にしています。
- (ロ) 毎月開催される取締役会で、業績・業務執行のレビューを行い経営目標の達成状況及び課題等を把握することで、効率的な業務遂行を図っています。
- (ハ) 経営目標に関する重要な意思決定、重大な影響を及ぼす事項は、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行会議にて十分協議・検討した上で取締役会に付議を行います。

e. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、トランス・コスモス株式会社の子会社であり、その企業集団の一員として、企業グループ全体の業務の適正を確保することが重要であるとの基本認識をコンプライアンスの基礎としております。

親会社においては「子会社に対する不当な取引の要求等を防止するための体制」が構築されており、当社としては特段の体制を必要としておりませんが、当社の取締役会規程、稟議規程、職務権限規程、業務管理規程等の適正な運用を通じ、親会社との不当な取引は必然的に排除される仕組みを構築しております。

f. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、当該取締役及び従業員の他の監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (イ) 監査等委員会がその職務を補助する取締役又は従業員を置くことを求めた場合、代表取締役は、その人数、要件、期間及び理由を勘案し、速やかに適任者を選任します。
- (ロ) 監査等委員会の補助者は、監査等委員会の指揮・監督のもと監査等委員会の監査業務をサポートします。
- (ハ) 監査等委員会の補助者を置いた場合には、監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性を確保するため、当該監査等委員会の補助者の人事評価、人事異動及び懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得ます。

g. 監査等委員である取締役以外の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (イ) 監査等委員である取締役以外の取締役及び従業員は監査等委員会の要請に応じて、会社の事業状況及び内部統制システムの整備・運用状況の報告を行います。
 - (ロ) 内部監査室が行った監査結果や「内部通報窓口」の通報・相談状況について監査等委員会に報告を行います。
 - (ハ) 監査等委員である取締役以外の取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、重大なコンプライアンス違反及び不正行為の事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告を行います。
- 上記のほか、監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じた場合には、速やかに報告する体制を整備しております。

h. 監査等委員会へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

i. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査等委員である取締役以外の取締役及び執行役員で構成される執行会議メンバーとの定期的な会合を持ち、意見交換及び意思の疎通を図ります。
- (ロ) 会計監査人と定例ミーティングを実施し、情報交換を行っております。

(ハ) 内部監査室と連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

k. 財務報告等の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法その他の法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を図り、また、執行会議においても業績等を確認することで財務報告の信頼性と適正性を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会勢力とは一切の関係をもたず、介入等に対しては組織全体として断固とした姿勢で対応していきます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

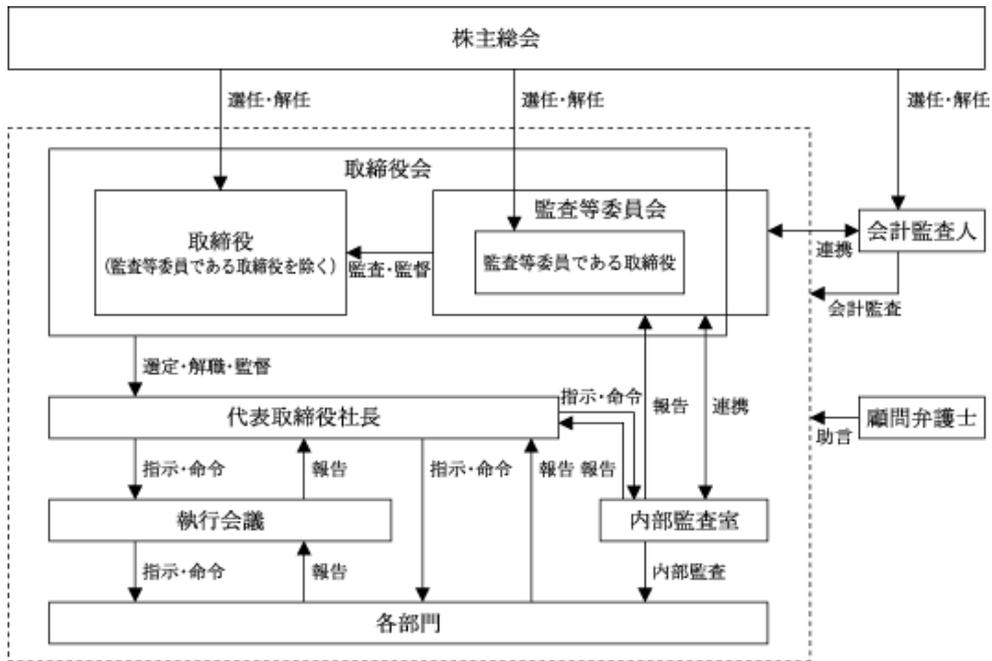
なし

該当項目に関する補足説明

特別実施している事項はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】

